

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第三号

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年十二月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び五項を加える。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第七条第一項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第八条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、第七条第一項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

3 第八条第一項及び第四項本文の規定により置かなければならない保育士証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第六項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第六項において同じ。）をもって代えることができる。

4 第八条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合

における第八条第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第七条第一項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	第八条第一項及び第四項本文の規定により置かなければならない保育士証を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	第八条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第八条第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。